

ストレスチェック制度説明会の開催について

日時 第1回目：平成27年9月15日(火)午後2時～
第2回目：平成27年9月30日(水)午後2時～
場所 沖縄県工業技術センター講堂（うるま市字州崎12-2）
参加費 無料
申込先 沖縄労働基準監督署 安全衛生課（982-1263）

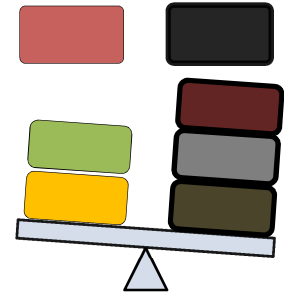
具志堅 又は 乾 まで

ストレスチェックって何ですか？

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票(選択回答)に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査です。

「労働安全衛生法」という法律が改正されて、労働者が、50人以上いる事業所では、2015年12月から、毎年1回、この検査を全ての労働者に対して実施することが義務付けられました。

※契約期間が1年未満の労働者や、労働時間が通常の労働者の所定労働時間の4分の3未満の短時間労働者は義務の対象外です。



何のためにやるのでしょうか？

労働者が自分のストレスの状態を知ることによって、ストレスをためすぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらったり、会社側に仕事の軽減などの措置を実施してもらったり、職場の改善につなげたりすることで、「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みです。

いつまでに何をやればいいのか？

ストレスチェック制度（準備から事後措置まで）は、以上の手順で進めていきます。

2015年12月1日から2016年11月30日までの間に、全ての労働者に対して1回目のストレスチェックを実施しましょう。